

○施策一覧

原爆被爆者援護課

単位:千円

事業名	事項名	30年度予算	前年度予算	差引増減額	頁
職員給与費(社会福祉総務費)		31,982	31,115	867	
	職員給与費	31,982	31,115	867	
援護事業費		19,038	18,823	215	
	援護諸費	5,150	4,884	266	190
	うち 戦没者慰霊事業	2,245	1,995	250	190
	中国帰国者等援護事業費	3,234	3,285	▲ 51	190
	戦没者遺家族等援護事業助成費	10,654	10,654	0	190
	うち 戦没者慰霊顕彰事業	4,602	4,602	0	190
遺家族等援護及び旧軍関係調査事務費		14,116	23,446	▲ 9,330	
	遺家族等援護及び旧軍関係調査事務費	14,116	23,446	▲ 9,330	
職員給与費(公衆衛生総務費)		85,680	88,280	▲ 2,600	
	職員給与費	85,680	88,280	▲ 2,600	
原爆被爆者対策費		1,218,674	1,257,891	▲ 39,217	
	健康診断費	120,627	121,974	▲ 1,347	191
	健康管理事務費	23,796	23,478	318	
	長崎被爆体験者支援事業	141,290	153,347	▲ 12,057	192
	原爆被爆者二世健康診断委託費	6,824	6,781	43	192
	在外被爆者支援事業	912,869	943,143	▲ 30,274	193
	ヒバクシャ医療国際協力事業	9,168	9,168	0	194
	指定医療機関等医師研究会実施事業	4,100	0	4,100	
原爆被爆者援護費		5,819,898	6,172,927	▲ 353,029	
	原爆被爆者援護費	5,813,860	6,166,758	▲ 352,898	195
	原爆被爆者特別事業	6,038	6,169	▲ 131	196
原爆医療福祉施設整備費等助成費		90,388	310,807	▲ 220,419	
	原爆医療施設整備助成費	86,744	298,601	▲ 211,857	197
	原爆養護施設整備助成費	3,644	12,206	▲ 8,562	197
課	計	7,279,776	7,903,289	▲ 623,513	

戦没者慰霊事業

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	2,244千円	根拠法令等	
平成29年度予算	1,955千円		

<事業目的>

各団体が主催する戦没者追悼式(慰霊祭)等に出席するとともに、政府主催の全国戦没者追悼式への参列を継続実施し、平和の礎となった戦没者の慰霊追悼の意義を後世代に継承する。

<事業内容>

県戦没者慰霊奉賛会及び市町等が主催する戦没者追悼式(慰霊祭)等に知事等が出席するとともに、全国戦没者追悼式への参列を継続実施する。

<事業実績>

平成29年度:全国戦没者追悼式への参列者 61人
 平成28年度: // 59人
 平成27年度: // 60人

中国帰国者等援護事業費

実施主体	県・市	負担割合	生活支援給付 国 3/4、地方 1/4 その他 国 10/10(定額)
平成30年度予算	3,234千円	根拠法令等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
平成29年度予算	3,285千円		

<事業目的>

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、生活の基盤を失った中国からの帰国者が、一日も早く日本の社会に順応し、自立できるように国の施策を取り入れながら、各種援護施策の充実に努め、継続的、段階的に帰国者の実態に即した援護業務を実施する。

<事業内容>

これまで県中国帰国者支援センターが、日本語教育、生活相談、支援通訳派遣、就労相談等の自立支援事業を実施してきたが、平成20年度末で廃止し、平成21年度からは市が主体となってこれらの自立支援事業を実施している。

県においては、21年度から市が行う支援給付の監査や市担当者研修会などの支援事業と、県内全域を対象にした中国帰国者バスツアー交流事業を実施している。

<事業実績>

平成29年度:中国帰国者交流バスツアー参加率 64.4%
 平成28年度: // 74.2%
 平成27年度: // 71.9%

戦没者慰霊顕彰事業

実施主体	県戦没者慰霊奉賛会・市町	負担割合	奉賛会に対し 県 定額 市町に対し 県 1/2以内
平成30年度予算	4,602千円	根拠法令等	
平成29年度予算	4,602千円		

<事業目的>

県戦没者慰霊奉賛会が実施する長崎県籍戦没者の慰霊追悼行事に助成するとともに、県下にある各種慰霊碑の荒廃を防ぐことにより、戦没者の慰霊追悼と遺族への慰藉を行い、戦争の記憶の風化を防ぐ。

<事業内容>

戦没者慰霊碑等の維持管理を図り戦没者の顕彰と遺族の心情を慰めるため、次の団体に対し関係事業に要する経費の一部について県費助成する。

県戦没者慰霊奉賛会	戦没者の慰霊顕彰事業、県忠霊塔(屋根の改修工事を含む)及び沖縄慰霊碑(鎮魂長崎の碑)の維持管理
市町	市町に所在する戦没者慰霊碑等の維持管理

<事業実績>

平成29年度: 県戦没者慰霊奉賛会主催戦没者追悼式参列者数 3,698人
 平成28年度: " 3,802人
 平成27年度: " 4,223人

健康診断費

実施主体	県	負担割合	国 10/10
平成30年度予算	120,627千円	根拠法令等	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第7条 施行規則第9条 「原子爆弾被爆者交通手当金支給要領」
平成29年度予算	121,974千円		

<事業目的>

原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康管理を行う。

<事業内容>

1. 健康診断の実施

①一般検査

被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の所持者に対しては定期健康診断を年2回実施するほか、被爆者の希望により委託医療機関において、健康診断を年2回(がん検診1回を含む)を限度として実施する。

また、第二種健康診断受診者証所持者に対しては、年1回の健康診断を実施する。

②精密検査

一般検査の結果、さらに精密な検査が必要と認められた被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の所持者に対して、精密検査を実施する。

③がん検診

被爆者健康手帳又は第一種健康診断受診者証の所持者の希望により、委託医療機関において、各種がん検診をそれぞれ年1回を限度として実施する。検査は、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、多発性骨髄腫のいずれも受診できる。

2. 交通手当の支給

原爆被爆者健康診断の受診を促進するため、交通手当を支給する。対象者は、健康診断(希望による検診を含む)の一般検査受診者のうち、遠隔地からの受診者で往復(自宅から最寄りの医療機関等まで)400円以上を要する者、及び精密検査を受診した者とする。

< 事業実績 >

(人)

年度	手帳種類	被爆者数	一般検査(延人員)			がん検診								
			受診者	受診率	精密検査	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	大腸がん	多発性骨髄腫	計	受診率	精密検査
29	一種	30	17	56.7%	1	0	1	0	0	0	3	4	13.3%	0
	二種	1,651	1,003	60.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	手帳	11,277	7,541	66.9%	588	521	2,013	241	103	1,119	3,116	7,113	63.1%	0
28	一種	34	15	44.1%	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0
	二種	1,697	1,037	61.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	手帳	12,039	8,450	70.2%	663	436	2,223	284	106	1,303	3,349	7,701	64.0%	0
27	一種	34	12	35.3%	0	0	1	0	0	1	2	4	11.8%	0
	二種	1,731	1,034	59.7%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	手帳	12,706	9,109	71.0%	665	136	2,389	316	124	1,414	3,521	7,900	61.6%	0

※被爆者数(在外及び長崎市を除く)

長崎被爆体験者支援事業

実施主体	県	負担割合	国 10/10
平成30年度予算	141,290千円	根拠法令等	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱
平成29年度予算	153,347千円		

< 事業目的 >

被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患(合併症を含む)の治療等に係る医療費を給付すること等により、症状の治癒、改善を図る。

< 事業内容 >

- ・保健師等による健康教育
- ・精神疾患及び合併症に関する診断
- ・被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する審査
- ・被爆体験者精神医療受給者証の交付及び更新
- ・医療費の支給

< 事業実績 >

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
精神医療受給者証所持者数	1,252人	1,304人	1,339人
医療費支給額(実績)	104,334千円	102,587千円	98,556千円

原爆被爆者二世健康診断委託費

実施主体	県	負担割合	国 10/10
平成30年度予算	6,824千円	根拠法令等	被爆二世健康診断調査事業実施要綱
平成29年度予算	6,781千円		

< 事業目的 >

原爆被爆者二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、被爆者二世の健康状態を把握するとともに健康管理に資するため、昭和54年度から平成12年度までは財団法人日本公衆衛生協会が国の委託を受けて実施し、平成13年度からは各都道府県、長崎市及び広島市が国の委託を受けて実施している。

<事業内容>

被爆者二世(両親又はどちらかが被爆者)で、昭和21年6月4日(広島被爆は同年6月1日)以降に出生し、健康診断の受診を希望する者に対し、被爆者の場合と同様に一般検査と精密検査を実施している。

<事業実施状況>

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
受診申込者数	602人	631人	677人
一般検査受診者数	463	484	490
肝機能検査	455	374	484
精密検査	111	110	99

在外被爆者支援事業

実施主体	県	負担割合	国 10/10
平成30年度予算	912,869千円	根拠法令等	在外被爆者支援事業実施要綱
平成29年度予算	943,143千円		

<事業目的>

日本国内に居住地及び現在地を有しない者であって、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者及び被爆者健康手帳の交付を受けている者等に対し、下記に掲げる事業を行うことにより、在外被爆者の健康の保持及び増進を図る。

<事業内容>

1. 渡日を支援する事業

- ①手帳交付渡日支援事業・・・被爆者健康手帳の交付を希望する者のうち、手帳交付の見込みがあると認めた者に対し、その渡日のための交通費、宿泊費等(以下、「渡日旅費等」という。)を支給する。
- ②渡日治療支援事業・・・在外被爆者であって、渡日して治療を受けることを希望する者のうち、日本国内での治療が必要であると認めた者に対し、渡日旅費等を支給する。

2. 居住国における保健医療面の支援を行う事業

- ①保健医療助成事業・・・在外被爆者及び被爆時状況確認証の交付を受けている者に対し、居住国の医療機関において必要な医療を受けたときの医療費について助成する。
 - ・支払った額から当該医療に対する保険給付等を控除した額(年間自己負担額)を支給する。
 - ・年間自己負担額が30万円を超過する場合は、30万円とする。
 - 長崎県は、大韓民国を担当し、大韓民国以外の国は広島県が担当している。

被爆時状況確認証・・・渡日して被爆者健康手帳の交付申請を行うことを希望する者のうち、健康上の理由等により渡日できない者が被爆者健康手帳の交付要件に該当する見込みがある場合に、申請により交付する。

②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に定める医療費の支給

平成28年1月1日から、医療費は原則として被爆者援護法に基づき支給することとなった。支給額は、本人負担額から、既に支援を受けた療養給与の自己負担金等を控除した支給対象額と、申請された医療内容を日本の診療報酬で算定した額を比較して、低い方を決定額とする。

なお、年間30万円までは、従来通り、保健医療助成事業による支給も選択可能である。

③医師等派遣事業

- ア 健康相談等事業・・・日本国外に専門医、看護師等を派遣し、在外被爆者及び被爆時状況確認証等の交付を受けている者の健康相談等を実施する。
- イ 現地研修事業・・・専門医等を日本国外に派遣し、被爆者が居住する国の医師、看護師等に対し、被爆者に関する医療について研修を実施する。

④受入医師研修事業……日本国外において被爆者に対する診療を行っている医師等を受け入れ、研修を行う。

3. 情報提供により支援を行う事業

・在外の被爆者やその家族等に対して、各種の情報提供を行う。

<事業実績>

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
手帳交付渡日支援事業	0名	1名	0名
渡日治療支援事業	(0名)	(0名)	(3名)
保健医療助成事業	487,738千円(延べ16,343名)	501,168千円(延べ16,957名)	543,742千円(延べ16,640名)
健康相談等事業	2回、431名	2回、217名	2回、455名
現地研修事業	4名	4名	4名
受入医師研修事業	19名	20名	18名

※1 渡日治療支援事業については、受入審査会を長崎県が開催し、受入を長崎市が行っている。

※2 保健医療助成事業については、健康診断費用を含む。(事務費は除く。)

ヒバクシャ医療国際協力事業

実施主体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	9,168千円	根拠法令等	長崎・ヒバクシャ医療国際協力会規約
平成29年度予算	9,168千円		

<事業目的>

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故等による被災者の救済を目的として、長崎が有する被爆者医療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果をこれらのヒバクシャの医療に活用するため、国外からの医師等の受入研修及びヒバクシャ医療に関する専門図書の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療を通じ長崎から世界への貢献と国際協力の推進に寄与する。

<事業内容>

1. 研修生の受け入れ・専門医師の派遣事業

世界の放射線被災地でヒバクシャの治療にあたっている医師や看護師等に対する指導、技術支援、医療情報などの提供を行うため、次の事業を実施する。

- ① 海外からの研修医師等の受け入れや、海外への専門医師等の派遣。(独自事業)
- ② NGO等と共同で行う研修医師の受け入れや専門医師等の派遣。(共同事業)

2. 普及啓発事業

放射線ヒバクシャ医療に関する国際協力推進の意義と必要性を啓発するため、出張出前講座の開催や各種のPR活動及び情報提供を実施する。

3. 出版事業

医療従事者及び一般市民向けに、放射線被曝に関する解説書、啓発書及び講演会の報告書を作成する。

4. 永井隆平和記念・長崎賞の授与

原子爆弾による被爆者及び放射線被曝事故等による被災者の治療及び調査研究等の分野において、ヒバクシャ医療の向上・発展、ヒバクシャの福祉向上を通じて世界平和に貢献し、将来にわたり活躍が期待される国内外の個人又は団体に授与する。(隔年実施。H28、H30 実施。)

<事業実績>

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
受入研修者数	独自 25名	独自 26名	独自 22名
専門家派遣数	6名	5名	8名
講演会等参加者数	121名	260名	168名
機関誌発刊回数	2回	2回	2回
永井隆平和記念・長崎賞の授与	—	1名(ウクライナ)	—

原爆被爆者援護費

実施主体	県	負担割合	国 10/10,8/10,5/10 県 2/10,5/10,10/10
平成30年度予算	5,813,860千円	根拠法令等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
平成29年度予算	6,166,758千円		

<事業目的>

原子爆弾の被爆者であって、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にある者に対し、手当の支給等の措置を講ずることにより、福祉の向上を図る。

<事業内容>

1 健康管理手当等の支給

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、手当等の支給を行う。

(平成29.4.1現在)

手当等の種類		手当等の金額		支給対象者	
医療特別手当		月額	140,000円	認定被爆者(疾病の状態にある者)	
特別手当		月額	51,700円	認定被爆者(疾病の状態にない者)	
原子爆弾小頭症手当		月額	48,180円	原子爆弾の放射線の影響による小頭症の患者	
健康管理手当		月額	34,430円	厚生労働省令で定める11の障害を伴う疾病にかかっている被爆者	
保健手当	一般	月額	17,270円	爆心地から2km以内の直爆者(その胎児を含む)	
	増額	月額	34,430円		
介護手当	費用	重度	月額	105,290円以内	厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害があり、介護を受けている者
		中度	月額	70,190円以内	
	家族	重度	月額	21,980円	同上
葬祭料			206,000円	被爆者の死亡に際し、その葬祭を行う者	

2 被爆者養護ホーム入所委託

被爆者のうち養護を必要とし、かつ、居宅において養護を受けることが困難な者を、原爆被爆者養護ホームに委託して養護を行う。

○恵の丘長崎原爆ホーム

- ・設置経営主体 社会福祉法人 純心聖母会
- ・施設の設定場所 長崎市三ツ山町139-2
- ・入所定員 一般養護ホーム 50名
特別養護ホーム 300名

○原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」

- ・設置経営主体 公益財団法人 被爆者福祉会
- ・施設の設定場所 西海市西彼町上岳郷1663-1
- ・入所定員 特別養護ホーム 55名

【負担区分】 措置費 国8/10 県2/10

3 被爆者養護ホームショートステイ委託

在宅の要援護被爆者の介護者に代わって一時的に養護する必要がある場合に、当該被爆者を原爆被爆者養護ホームに一時的に入所させる。

○恵の丘長崎原爆ホーム

・入所定員 4名

○原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」

・入所定員 3名

【負担区分】 措置費 国8/10 県2/10

4 介護保険等利用被爆者援護事業

長崎県内（長崎市を除く）に住所を有する被爆者が介護保険法に基づく介護老人福祉施設等の介護サービスを利用した場合の利用料等の自己負担分又は老人福祉法に基づく養護老人ホームに入所した場合の費用負担分に対し助成する。

事業の種類	助成の内容	対象者
介護老人福祉施設利用被爆者助成	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額（1割又は2割）	被爆者
短期入所生活介護利用被爆者助成	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額（1割又は2割）	被爆者
通所介護利用被爆者助成	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額（1割又は2割）	被爆者
訪問介護利用被爆者助成	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額（1割又は2割）	被爆者 （低所得世帯の被爆者のみ）
小規模多機能型居宅介護利用被爆者助成	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額（1割又は2割）	被爆者
定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用被爆者助成	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額（1割又は2割）	被爆者
複合型サービス利用被爆者助成	要介護度毎に定められた利用上限内の介護サービス費の自己負担額（1割又は2割）	被爆者
老人ホーム入所被爆者費用負担助成	入所費用負担額	入所被爆者、 入所被爆者の扶養義務者

【負担区分】 国1/2、県1/2

<手当等の支給実績> 健康管理手当等の支給金額

年度	受給者数（年度末）	延支給件数	支給金額
29	10,983	136,875	5,179,606千円
28	11,736	145,334	5,501,646千円
27	12,408	154,153	5,798,106千円

※受給者数は介護手当及び葬祭料を除く

【負担区分】 各種手当等（介護手当を除く） 国10/10

介護手当 国 8/10 県 2/10

原爆被爆者特別事業

実施主体	県	負担割合	国 10/10
平成30年度予算	6,038千円	根拠法令等	原爆被爆者特別事業実施要綱
平成29年度予算	6,169千円		

<事業目的>

高齢化の進行など、被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康水準の維持、向上に資する。

<事業内容>

- ・原爆被爆者援護制度の普及のため、パンフレットを作成し、被爆者や市町等の関係機関に配布する。

【負担区分】 国10/10

- ・在宅の独居被爆者に対し月1回程度電話を行い被爆者特有の身体的・精神的状況を把握し、地域包括支援センター等他の機関と連携しながら重層的な支援を行う。

【負担区分】 国10/10

<事業実績>

事業名	平成29年度	平成28年度	平成27年度
健康増進特別事業	被爆者援護のしおり作成 13,500部	被爆者援護のしおり作成 14,300部	健康パンフレット作成 15,400部
被爆者テレサポ事業	電話相談実績 1,262件	電話相談実績 1,302件	電話相談実績 1,176件

原爆医療施設整備助成費

実施主体	県	負担割合	施設:国2/3 県1/3、設備:国1/2 県1/2
平成30年度予算	86,744千円	根拠法令等	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金 交付要綱
平成29年度予算	298,601千円		

<事業目的>

被爆者の医療需要に応え、原爆医療施設の施設及び設備整備等への助成を行うことにより、被爆者への良質かつ専門的な医療の提供を図る。

<事業内容>

- 日本赤十字社長崎原爆病院に対し、施設整備費及び医療機器整備費の助成を行う。

<事業実績>

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
原爆病院 施設整備	長崎原爆病院新病院建設	長崎原爆病院新病院建設	長崎原爆病院新病院建設
原爆病院 設備整備	一般X線撮影装置 ほか62品目	・YAGレーザー(眼科用パルス レーザー手術装置) ・全身麻酔器 ・電動手術台	
補助額	248,467千円	837,603千円	354,447千円

原爆養護施設整備助成費

実施主体	県	負担割合	施設:国2/3 県1/3
平成30年度予算	3,644千円	根拠法令等	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金 交付要綱
平成29年度予算	12,206千円		

<事業目的>

原爆被爆者保健福祉施設の施設整備費を助成することにより、被爆者の健康保持及び増進並びに福祉の向上を図る。

<事業内容>

(公財)被爆者福祉会に対し、「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」の施設・設備整備の助成を行う。

<事業実績>

	平成29年度	平成28年度	平成27年度
原爆ホームかめだけ 施設整備	本館浴室改修工事		
補助額	11,783千円		